

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年12月11日(2008.12.11)

【公開番号】特開2007-119603(P2007-119603A)

【公開日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2007-018

【出願番号】特願2005-313910(P2005-313910)

【国際特許分類】

C 08 J 5/24 (2006.01)

【F I】

C 08 J 5/24 C F C

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも次の構成要素(A)、(B)、(C)、(D)を含むプリプレグであって、構成要素(B)100重量部に対して、構成要素(C)を0.01~20重量部含み、構成要素(D)がプリプレグ中に1~20重量%存在し、プリプレグの内部よりも表面に高濃度に分布するプリプレグ。

(A)炭素繊維

(B)カチオン重合性化合物

(C)ルイス酸のオニウム塩

(D)有機粒子

【請求項2】

構成要素(C)が、ルイス酸のスルホニウム塩及び/またはルイス酸のヨードニウム塩である請求項1に記載のプリプレグ。

【請求項3】

構成要素(B)100重量部に対して、構成要素(C)を、0.1~10重量部含む請求項1~2のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項4】

構成要素(D)が、熱可塑性樹脂、熱可塑性エラストマー及びエラストマーからなる群より選ばれた1種以上の粒子である請求項1~3のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項5】

構成要素(D)が、ポリスルホン、ポリエーテルスルホン、ポリチオエーテルスルホン、ポリエーテルエーテルスルホン、ポリフェニルスルホン、ポリイミド、及びポリエーテルイミドからなる群から選ばれた1種以上の粒子である請求項4に記載のプリプレグ。

【請求項6】

構成要素(D)の体積平均粒径が0.1~150μmの範囲である請求項1~5のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項7】

構成要素(D)の90%以上が、プリプレグの表面からの厚さの30%以内に局在化している請求項1~6のいずれかに記載のプリプレグ。